

国立・国定公園における許可・届出が必要な行為

自然公園法に基づく許可が必要な地域・地区

- ・特別地域(第1種～第3種)
- ・特別保護地区

自然公園法に基づく許可が必要な行為

地域・地区	行 為 の 区 分
特別地域 (第1種～第3種)	・工作物の新築、改築、増築 (第20条第3項第1号)
	・木竹の伐採 (第20条第3項第2号)
	・指定区域内における木竹の損傷 (第20条第3項第3号)
	・鉱物の掘採又は土石の採取 (第20条第3項第4号)
	・河川・湖沼等の水位又は水量の増減 (第20条第3項第5号)
	・汚水等の排出 (第20条第3項第6号)
	・広告物等の掲出、設置、表示 (第20条第3項第7号)
	・屋外での土石等の集積又は貯蔵 (第20条第3項第8号)
	・水面の埋め立て又は干拓 (第20条第3項第9号)
	・土地の開墾又は形状変更 (第20条第3項第10号)
	・高山植物等の採取又は損傷 (第20条第3項第11号)
	・指定区域内における指定植物の植栽又は種子まき (第20条第3項第12号)
	・山岳に生息する動植物等の捕獲・殺傷等 (第20条第3項第13号)
	・指定区域内における指定動物の放牧 (第20条第3項第14号)
	・屋根、壁面の色彩の変更 (第20条第3項第15号)
	・指定区域内への立ち入り (第20条第3項第16号)
	・指定区域への車馬、動力船の使用又は航空機の着陸 (第20条第3項第17号)
	・その他風致又は景観の維持に影響を及ぼす行為 (第20条第3項第18号)
特別保護地区	・工作物の新築、改築、増築 (第21条第3項第1号)
	・木竹の伐採 (同 上)
	・鉱物の掘採又は土石の採取 (同 上)
	・河川・湖沼等の水位又は水量の増減 (同 上)
	・汚水等の排出 (同 上)
	・広告物等の掲出、設置、表示 (同 上)
	・水面の埋め立て又は干拓 (同 上)
	・土地の開墾又は形状変更 (同 上)
	・屋根、壁面の色彩の変更 (同 上)
	・指定区域内への立ち入り (同 上)
	・木竹の損傷 (第21条第3項第2号)
	・木竹の植栽 (第21条第3項第3号)
	・家畜の放牧 (第21条第3項第4号)
	・屋外での物の集積又は貯蔵 (第21条第3項第5号)
	・火入れ又はたき火 (第21条第3項第6号)
	・木竹以外の植物の採取、損傷又は落葉・落枝の採取 (第21条第3項第7号)
	・木竹以外の植物の植栽又は種子まき (第21条第3項第8号)
	・動物の捕獲、殺傷又は動物の卵の採取又は損傷 (第21条第3項第9号)
・道路及び広場以外での車馬、動力船の使用又は航空機の着陸 (第21条第3項第10号)	
・その他風致又は景観の維持に影響を及ぼす行為 (第21条第3項第11号)	

施行規則第12条で定める行為(通常管理行為、軽微な行為等)は除く

国立・国定公園における許可・届出が必要な行為

自然公園法に基づく届出が必要な地域・地区

- ・特別地域(第1種～第3種)
- ・特別保護地区
- ・普通地域

自然公園法に基づく届出が必要な行為

地域・地区	行 為 の 区 分
特別地域 (第1種～第3種)	・非常災害のための必要な応急措置 (第20条第7項)
	・指定地域内での木竹の植栽 (第20条第8項)
	・家畜の放牧 (同上)
特別保護地区	・非常災害のための必要な応急措置 (第21条第7項)
普通地域	・工作物の新築、改築、増築で次の基準を超えるもの (第33条第1項第1号、及び、施行規則第14条第1項第1号)
	イ. 建築物 高さ13m又は延べ面積1,000m ²
	ロ. 送水管 長さ70m
	ハ. 鉄塔 高さ30m
	ニ. 船舶の係留施設 長さ50m
	ホ. ダム 高さ20m
	ヘ. 鋼索鉄道 延長70m
	ト. 索道 傾斜巨長600m又は起点と終点の高低差200m
	チ. 別荘地用道路 幅員2m
	リ. 遊戯施設(建築物を除く) 高さ13m又は水平投影面積1,000m ²
又. 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000m ²	
・特別地域内の河川・湖沼等の水位 又は水量の増減を及ぼさせる行為 (第33条第1項第2号)	
・広告物等の掲出、設置、表示 (第33条第1項第3号)	
・水面の埋め立て又は干拓 (第33条第1項第4号)	
・鉱物の掘採又は土石の採取 (第33条第1項第5号)	
・土地の形状変更 (第33条第1項第6号)	

施行規則第15条で定める行為(通常管理行為、軽微な行為等)は除く